

## 私的所有の外部

——P・セレーニ『マルクス——人と物』を読む

### 目次

- 一 はじめに
- 二 問題としての私的所有
- 三 ロック対マルクス
- 四 領有とは何か
- 五 個人的所有という理念
- 六 むすび

馬  
渕  
浩  
二

## 一 はじめに

私的所有という概念を批判的に思考することを可能にするのは、いったいどのような視座なのだろうか。この問いを思考するための道標として、本稿ではP・セレーニ『マルクス——人と物』<sup>(1)</sup>が取り上げられる。本書は私的所有という問題構制を相対化することを試みた書物である。私的所有というテーマは、今日の社会哲学や倫理学における最も重要なテーマの一つであって、意図されているのが私的所有の正当化であれ相対化であれ、私的所有というテーマに一冊の書物が捧げられること自体はけっして珍しいことではない。本書に特異性があるとすれば、それは本書が私的所有を相対化するためにマルクスという回路を選択していることである。

しかし、私的所有批判とマルクスという組み合わせそのものが、時流に乗り遅れた懐古的な試みであるように思われるだろう。たしかに、そのような印象は一面では正しい。セレーニが試みるのは、今日の社会観において自明の前提とされている私的所有という問題構制を相対化することであり、そのことは「反時代的」とでも呼ぶべき類のものだからである。だが、反時代的であることは直ちにノスタルジーであることを意味しない。本書はノスタルジーに陥ることなく、私的所有の問題構制を批判するマルクスの思考を一つの哲学的思考として描くことに成功した興味深い論考である。マルクスと私的所有批判という組み合わせによって「生産手段の国有化」という手垢にまみれた表現が想起されるのが一般的な傾向であろうが、しかし本書が目指しているのは、むしろこのようなステレオタイプな思考を解体することだと言えるだろう。

また、本書の探求が歴史的な側面を持つていることは確かであり、その意味で、本書は「回顧的」でもある。しかし、それは「懐古的」なのではない。その歴史的探求は、今日の私的所有観の基礎が歴史的に形作られたことを明らかにするためのものであって、私的所有の相対化にとってきわめて本質的なものである。それが本書をふた

び特異な書物とするのである。

本書のそのような特異な性格は、セレーニ独特の、粘り強くはあるが、しかし直線的とは言いがたい、むしろ蛇行的な思考のおかげで可能となっている。それにくわえて、本書ではマルクスの思考がきわめて多角的に論じられている。これらの二つの特徴が本書の魅力を形作っているのであるが、しかし同時にそれは本書の主張をテーゼという形で端的に示すことを困難にしている。それゆえ、本稿では筆者の関心にもとづいて限られた論点を選び出されるにすぎないのではあるが、それらは私的所有批判にとって本質的な論点である。これらの論点に即して、私的所有の問題構制を批判的に思考するための見取り図を描くことが以下で試みられることになる。

## 二 問題としての私的所有

私的所有という手垢にまみれた概念を現在という文脈において思考することはいかなる意味を持つことになるのだろうか。心得ておく必要があるのは、私的所有という問題構制が、経済学や法学の領域を超えて、人間観の基本を規定するほどの影響力を有しているということである。それゆえ、一見したところでは私的所有とは無関係に思われる問題を考える場合にも、私的所有という概念が中心的な役割を果たすことを無視しえない。たとえば、安楽死や不妊治療などの生命倫理の問題を正当化する思考の根底には、各人がみずからの生命、人生、身体についてその成り行きを自由に決定してよいのであり、むしろ決定すべきは本人以外ではありえないという発想が存在している。この発想は、文字通り私的所有観の中心に位置している。私的所有という場合、それは各人の身体の外部に存在する物的存在の自由な処分権としてイメージされるのであるが、ここでは処分権の妥当する対象がみずからの所有物とみなされた生命、人生、身体へと延長されている。つまり、各人はそれぞれの生命と身体の所有者であり、その限りで他の所有物と同じようにみずからの身体や生命の運命を決定することが許されているのである。もちろん

ん、理論的な文脈にあつては事  
の消息は逆であつて、外的対象に対する私的  
所有が正当化されるのは、それが各人の  
身体に対する所有権が延長されたもので  
あるかぎりであるのだが、これは後に  
触れることになるだろう。

そうした発想がひどく強い説得力を備  
えていることは事実であるが、しかしそ  
れは同時に小さからぬ違和感を抱かせる  
ものでもあろう。たとえば、私の身体に  
対する処分権を有するのは私だけであ  
るといふ規範的主張を通じて、私の身  
体が他者によって支配されるという事  
態の回避が可能なのは確かであらう。し  
かし、この規範的主張から、私が私の  
身体に対して何をしても許されるといふ  
主張が必然的に推論されるのだろうか。  
後者の主張はしばしば売買春や臓器売  
買を正当化する際の論拠として用いら  
れるものである。あるいは格差を正当化  
する私的所有の思考が存在する。それ  
は、みずからの才能を自由に行使し、  
なんらの不正を犯さずに入れた所有物  
が格差を正を理由にして他者に分配さ  
れることを拒否する。私的所有の思考  
は、他者の介入を排除することで不当  
な束縛からの解放を正当化する規範的  
な役割を担いながら、他方で、他者  
との関係性を遮断することを正当化し  
ていくことになる。このようにして、  
私のものを自由にできるのは私だけ  
であるといふ私的所有の根本命題は、  
このような形で現代社会の諸問題をめ  
ぐる思考をその根底において呪縛して  
いるように思われる。

私的所有の問題構制の呪縛といふ現  
状と同時並行的に、私的所有の思考を  
相対化しようとする試みもすでに行わ  
れている。この試みを実現する回路は  
複数ありうるだろうが、セレーニが選  
択する回路はマルクスである。もちろ  
ん、マルクスという思想家を所有論の  
文脈で扱う試みそれ自体は、決して目  
新しいものではない。また冒頭で記した  
ように、そうした試みは反時代的なもの  
と見なされるかもしれない。なぜなら、  
マルクスの名は、生産手段の「国有化」  
という理念を掲げ、しかし敗北し解体  
した社会主義と結び付けられてしま  
うからである。だが、私的所有を巡る  
マルクスの思考はその深いところでは、  
そうしたステレオタイプな私的所有批  
判とは別の「へかたち」をなしている。  
セレーニの思惑は、その「へかたち」  
を写し取ることなのである。

(4) それでは私的所有のい  
つたい何が問題なのであ  
らうか。この問いに答  
えるために、何かを私  
的に所有するとい

ことがどのような事態を意味しているかを明らかにしておこう。近代的な意味においては、〈私がxを所有する〉とき、私の外部に存在するxと私とのあいだにある排他的な関係性が成立している。つまり、私がxを所有するということは、他ならぬ私だけがxを受益し、処分する権限を有することを意味する。つまり私的所有とは、xを受益し処分することを可能にする私のxに対する権力的な関係性のことであり、この関係性は他者による介入を許さない排他性をもつ。私<sup>3</sup>が他者からの介入なしにxに関する決定を遂行することが許されているという意味において、私的所有は「自由」をも意味するのである。私的所有が自由という人間の基本的存在構造に深く根をおろしている有り様を、セレーニは以下のように叙述する。

この「……を所有する権利」は、同時に自由と権力と見なされうる。「……を所有する権利」は、いくつもの「……の権利」を行使することによって表現される。とりわけ売却あるいは破壊によって財を処分する権利を行使することによって表現される。自由は、各人に固有である意志を行使する際に妨害がないこととして理解される。自由は所有のうちに根をおろしている。すなわち、私が所有者である、あるいは所有者になりうるがゆえに、私は、社会が介入することのできない自律と独立の領域を意のままにするからである。こうして、財を排他的に自由に意のままにすることは個人の自由の保障や表現であると見なされる。(p. 31)

もつと短く表現すれば、「所有の観念は支配あるいは権力の観念を携えている」(G. 10)のである。「自分のものをどうしようが勝手だ」といったような日常的な表現は、この命題の言い換えである。私的所有が支配と権力の観念と不可分であるかぎり、何かを盗まれたときに抱かれる感情は、単純な悔しさや腹立たしさには還元されえないように思われる。おそらくその感情は、自分だけに許された特権と自由が毀損されたことに伴う一種独特の感情であると言えるのかもしれない。そうした感情を生み出すほどに、私的所有の感覚は個人の生の基底にまで浸透して

いるだろうし、そうであるがゆえに私的所有は「自明」であり、懐疑の対象とすることが難しいのである。

したがって、私的所有の観念を相対化するのは、排他的な自己統治という意味での〈権力―自由〉の問題構制を相対化することなのである。マルクスによる私的所有批判も、このような水準において遂行されているのであり、その姿が十分に明らかにされなければならない。

### 三二 ロック対マルクス

私的所有批判を遂行するマルクスの思考のかたちを描くために、セレーニは対照項としロックを召喚し、両者の思考を比較している。ロックは対照項であるのみならず、相対化されるべき私的所有の思考の範例でもある。ここでは所有を巡るロックとマルクスの思考を対質し、それを通してマルクスの思考の特徴を明らかにしていく。

一般的に言って、私的所有に関して思考するために『統治論』のロックを召喚することは不可避的である。だが、ロックの名と並記されるのがマルクスの名であることには必然性がないと思われるかもしれない。その理由は、ロックに関するマルクスのテキスト上の扱いが予想外に軽いものだからである。セレーニの読みによると、『聖家族』と『ドイツ・イデオロギー』においてロックは、経験論哲学、唯物論哲学というリストの一項目として言及されるに過ぎず、今日の私的所有論の「聖典」である『統治論』第二部への言及はない。また『剰余価値学説史』においてロックは、経済的リベリズムの擁護者というより、むしろ私的所有の運動の連関を把握しなかった思想家として描かれている。それゆえ、マルクスの私的所有批判にとってのロックの重要性に関して、セレーニは次のように述べることになる。「マルクスにとっては、『統治論』の二五節から三六節は、私的所有の予示、最初の正当化のバージョンには思えなかった」(p. 86)と。

だが、現代の読者の眼にとって、少なくとも分析的マルクス主義の重鎮であるコーエンの叙述を知る者にとつ

て、ロックとマルクスとが並記されることは強い根拠を持っている。セレーニは言及していないが、コーエンがこの並記を必然化することに一役買ったのである。コーエンは『自己所有権・自由・平等』において、オーソドックスなマルクス主義の資本主義批判がどのような論理に基づいているかを次のように説明している。

資本主義の不正に対するマルクス主義的批判はそれゆえ、労働者がみずからの労働時間の正当な所有者であることを含意している。他の誰でもなく彼こそが、労働時間をどのように使うかを決める権利を有する。しかし、みずからの労働する能力、すなわちみずからの労働力をどうするか決める権利が彼にはないとすれば、労働時間に対する権利もほとんどないと言わざるをえない。<sup>(4)</sup>

つまり、資本主義批判の前提には、「労働者がみずからの能力の適切な所有者である」<sup>(5)</sup>という発想が存在している。これこそが、資本主義批判の根拠として用いられていると、コーエンは考える。

それゆえ資本家が労働者を搾取しているというマルクス主義的主張は、人々がみずからの能力の正当な所有者であるという命題に依拠していることになる。この命題は自己所有権命題であり、この原理（のようなもの）<sup>(6)</sup>が資本主義的關係は本来は搾取的であるという命題を支えるマルクス主義的根拠の基盤をなすと私は考えている。

自身の身体と能力の所有者である労働者が、その身体と能力を統治しえないこと。あるいは労働者の身体とその能力に関する自己決定の不可能性。これが資本主義批判の根拠だというわけである。だが、コーエンによれば、同じ自己所有権の思想をリバタリアニズムも信奉していて、リバタリアニズムは資本主義的不正を正当化するためにこの思想を援用するのである。リバタリアニズムの代表格であるノージックの資本主義に関する見方を、コーエン

は次のように説明する。

ノージックが、無産プロレタリアの明白な不自由を、資本主義社会では自由が横溢しているというみずからの見解に対する反例と見なさないのは、彼にとって自己所有権が基本的であって、(独立して捉えられた)自由は基本的ではないからなのである。なぜなら、プロレタリアは労働力を販売するために自己所有者でなければならぬのであって、労働力の販売を日々強制されているにもかかわらず自己所有者であり、よって本質的意味では自由であるというのが彼の言い分だからである。

一方で、自己所有権を主張するノージックのようなりバタリアニズムの思想はマルクス主義的批判の標的になるにもかかわらず、他方で、その批判が逆に自己所有権の思想に依拠するという逆説が生まれる。そして、この自己所有権の思考はロックにまで遡ることができる思考である。そうであるがゆえに、マルクスが主観的に思い描いていたロック解釈の意図とは独立に、マルクスとロックとを比較することが必要となるのである。

セレーニによれば、ロックとマルクスの思考は、それぞれ次のような区別されるべき二つのモデルを生み出している。ロックは、人格がみずからの身体とその延長である外的世界とを所有することを強調するモデルを構築している。他方、マルクスは、主体としての個人が外的世界を領有する (appropriation) ことを強調するモデルを構築している。両者を隔てる境界線は、人格と個人との、そして所有と占有とのあいだに引かれなければならない。

この境界線を確定するために、ここでいったん『統治論』においてロックが展開した労働所有論の概略を振り返っておくことにする。『統治論』によれば、大地とその果実は原初の状態にあつては共有物であつた。それに労働を混入した人格が、その最初の所有者になる。ところで、私の身体は他の共有物とは異なり、それは私の最初の所有物である。この身体を用いて行つた労働も私の所有物である。共有物であつた対象は、私の労働による加工を通



じて私の労働が混入され、それにより私の所有物となる。このように、最初は共有物であった外的な対象が、私の身体とその労働を通じて私の延長となり、私が拡大したものととして私の一部と見なされることになる。

ロックはこの労働所有論を、それ自身には労働所有論が適用されない例外的存在から出発して構築する。この例外とは労働する主体それ自身のことである。各主体は、みずからの労働を混入することなく自身を所有する。みずからを所有しているかぎり、各主体はみずからを支配することができる。ここで主体が人格と呼ばれていることは示唆的である。説得力のある文献上の根拠を示しているわけではないが、原初の状態における所有主体のこの特異な例外的身分を明示するために、人格という法的なニュアンスを多分に含む語が用いられていると、セレーニは考える。法的なニュアンスが導入されることよって、人格の自己所有、自己統治が事実問題として叙述されるのではなく、むしろいわば「権利」として最初から規範的に前提されていると解釈することが可能かもしれない。

いづれにしても、ロックの労働所有論においてはこの人格の自己所有と自己統治が前提に存在するのであって、人格が自身の身体の労働を通じて自己以外の外的世界にみずからを拡大していく。それゆえ外的世界を私的に所有することは自己統治の領土を拡大することである。自己統治が排他的であったように、つまり自身の人格を支配できるのが自身だけであったように、私的所有はこの統治の排他的領土を外的世界のなかで拡大したものである。他者の介入を排除し、労働を通じて世界の一部を支配すること。それが私的所有であり、その意味において、私的所有は共有された世界からその一部を囲い込むことである。それはいわば「略奪」なのである。「ロックにおいては、労働は、人間が積極的共有物<sup>(9)</sup>からある物を抜き取る能力となるだろう」(p. 103)。

マルクスのうちにも、外的世界への自己の拡大という発想が存在している。たとえば、マルクスは『経済学・哲学草稿』以来、対象化をモデルとして労働について思考した。働く者は対象化の活動としての労働を通じて、みずからの本質をその成果である生産物に結実させる。働く者はみずからの本質を対象のうちに確認する。その意味で、労働の生産物は労働する者の不可欠の一部であり、その拡大したものである。労働とその生産物とのあい

だの緊密な関係を描き出している点で、マルクスとロックは類似しているといえるだろう。あるいは両者の類似性を確認するだけでなく、セレーニがそうするように、マルクスをロックの延長線上に位置づけることも可能かもしれない。「マルクスにおける仕事のモデルがロックのモデルを引き継いでいることを認めるならば、マルクスはこのモデルを拡大し、その限界まで推し進めているとも考えるべきである」(p. 109)。

#### 四 領有とは何か

だが他方で、セレーニは、マルクスが「問題構制の重要な移動」(p. 108)を行っていることを強調する。その一つの徴候は、ロックが人格という語を用いているのに対して、マルクスが個人という語を用いていることである。この用語法の差異は微細であるが決定的なものである。ロックの場合、人格が外的世界と関わる形式は所有であり、それは法的な権利という意味を含むと解釈しうるのであった。セレーニによれば、人格という語に対抗して個人という語が用いられていることは、ロック的な法的意味を回避することにつながると思われるのである。マルクスにあつては、外的世界に関わる主体は個人なのであり、また主体と世界の関係は所有とは別の関係なのである。つまり、マルクスが構築しようとしている世界と主体との関係は、「個人の領有」という関係であると、セレーニは解釈する。

(10) それでは、ロックとマルクスの差異を示す徴候である領有とは何であろうか。セレーニによれば、一般に領有の原初的な意味は、「物を使用するのに適切なものとするために、自分のところに連れ返すこと (ramener)」(p. 10)である。マルクスの場合、その言葉は独特の意味あいを獲得する。テキスト上は、「有機体による同化、適合、転換、一人への帰属、権利の所有 (appartenance de droit)」(p. 12)という多様な意味が確認できるといふ。セレーニは、マルクスにあつては領有という概念が所有という概念よりも上位の概念だと考える。「それゆえ、なにより

も、領有の概念は、(物質的)占有物を所持すること、定められた使用のために適合させること、そして物ないし所有物の排他的な法的帰属を包摂する上位概念の役割を演ずることができるのである」(p. 12)。

領有と所有のあいだには、このような意味の隔たりが存在する。とくに、セレーニが重要だと考えるのは、適応と同化という第一の意味である。「その最初の意味にあつては、この觀念のなかで支配しているのは、適応と同化という特徴である」(p. 110)。適応や同化は、生物がその生命を維持するためにみずからの外部世界から物質やエネルギーを身体に取り込む活動のことである。それは自然と人間との物質の交換であり、物質代謝(メタボリズム)である。セレーニは、領有の生物学的、生理的な意味を強調する。「マルクスが主体的行為に狙いを定めているときには、彼は物の領有のこの自然的次元を復元しようとしているのである」(p. 110)。領有という概念は、自然との物質代謝において、生物が外的世界を内部化していく生理的、生物学的営みである。つまり、領有とは、生命の次元で行われる外的世界の獲得なのである。ここには、所有が含意する人格と外部世界の排他的な支配関係というニュアンスは存在しない。その意味において、主体と世界の間を領有として特徴づけることは、排他性や支配が不在であるような世界と主体の関係を構想することに等しいのである。

## 五 個人的所有という理念

マルクスの個人的所有という概念が切り開く思考の射程をより鮮明にするためには、以上のような私的所有批判の文脈を背景にしなければならぬ。セレーニによれば、私的所有と個人的所有<sup>(10)</sup>という概念は類似はしているが、しかし決定的に異なる概念である。セレーニが行おうとするのは、歴史的に複雑に絡み合った二つの概念を腑分けし、個人的所有をそれにふさわしい独特の色合いで描きあげることであり、そうすることで私的所有の過剰に粉飾された姿を批判的な眼差しに晒すことである。

マルクスの個人的所有という概念は、私的所有という問題構制からの埋められない隔たりにおいて理解される必要がある。「もし、マルクスのもとで所有の問題に専念しようとするのなら……〔中略〕……私的所有とは異なる個人的所有の観念、すなわちマルクスがコミニズムについて残した短い表現のうちに現れるその観念を、その中心に位置づけなければならない」(p. 8)。この引用では、個人的所有と私的所有の隔たりがコミニズム論という文脈で理解されなければならないことが示されている。個人的所有が私的所有批判につながり、しかもそれがコミニズムという文脈で語られるとき、個人的所有からどのような意味を読みとることができるだろうか。

セレーニが読みの誤謬として排除するのは、エンゲルスのそれである。『反デューリング』のエンゲルスは、個人的所有は生産手段の社会的所有を基礎とした消費財の所有のことであると解釈している<sup>(1)</sup>。しかし、セレーニによれば、消費財の所有というのはどのような社会でも必然的なものであって、そのような解釈が正しければ、個人的所有概念を殊更に強調することは不自然なことになるだろう。私的所有と個人的所有の差異は、エンゲルスが想定したような「個人的ないし人格的所有と社会的所有とのあいだ」にあるのではなく、「個人的な私的所有と個人的所有とのあいだ」(p. 205)にみるべきだというのが、セレーニの見解である。繰り返すならば、マルクスが所有を語る場合に、「私的」「人格」「権利」というロクク的な用語を用いなかったのは、外的世界と個人との関係のうちに支配と排他性を生み出してしまふ私的所有の問題構制を批判し、その呪縛を解くためであったと解釈できる。その文脈にあつては、個人的所有は支配と排他性を免れた所有として理解されなければならない。

そうだとすれば、私的所有と個人的所有という二つの区別されるべき所有形態において登場する他者の姿は異なったものとなるであろう。人格と外的世界との私的所有関係に対しては他者が介入的・妨害的存在として姿を現すのだとしたら、個人と外的世界との個人的所有関係にあつては、他者はむしろこの関係を可能にする条件として登場する。セレーニは、ここにマルクスの独自性を見る。「マルクスの独自性は、実際、真の共同性であるアソシエーションと不可分である個体的所有という立場を全体として維持したことであつた」(p. 19)。外的世界との非排他

的な関係性の条件として他者が登場する共同性がアソシエーションと呼ばれるのであるが、個体的所有はそうした共同性において可能になる。

外的世界と私との非排他的関係を可能にする他者という条件は、個人的所有だけではなく、労働という場面においても確認することができる。たとえば、複数人によって遂行される労働は「誰がどれだけ」というようにその力を分割することが不可能である場合がある。「集団的力の觀念が意味するところによれば、数人がかりで完成された仕事は、それを行った個人的労働の総量をしのぐ。複数の労働する者のアソシエーションは、それが、生産性における各個人の寄与を割り当て不可能にし、そうすることで所有の排他的権限を不可能にするという意味において、個人的差異を不明瞭にする傾向がある」(p. 182)。

こうした労働の集合的あり方は、複数人の労働という場面においてだけではなく、孤立した労働においてさえ成立する。たとえば、私が外的世界を加工するとき、その道具——さらには、その道具の使用法についての知識、知識を可能にする言語、道具を使いこなす身体技法——は他者の労働に依存し、それによって可能になっている。そのかぎり、外的世界に生じた加工がどこまで私の労働によるものであり、どこから他者の労働によるものかを識別することは不可能であろう。少なくとも、きわめて困難であろう。こうした意味での社会的労働がロックでは無視されている。「ロックの推論は、生の素材と孤立した行為者という二つの要素から組み立てられた状況を前提とする場合にのみ、創設的なものとして提示されうる」(p. 181)。

もちろん、アソシエーションと個人的所有の実現可能性は経験的に示されえないであろう。しかし、だからといってそれらを構想することが無意味であると考えべきなのだろうか。それらは、その積極的な実現可能性を示せないが、しかし私的所有の本質が何であり、それから距離をとるためには何が必要であるかを思考するために必要とされる理念的な参照項であり続けるであろう。柄谷行人の物言いに倣い、それらは構成的理念ではなく統制的理念であると述べておこう。<sup>(13)</sup>

## 六 むすび

『マルクス——人と物』の内容を筆者の問題関心にもとづいて選択的に検討し、私的所有という問題を考えるために照準を合わすべきいくつかの論点を示してきた。言うまでもないことであるが、この書物は以上のような本稿の問題関心から溢れ出す豊かさを持つている。たとえば、マルクスが接していたであろう所有を巡る同時代の言説の興味深い紹介が行われている。フランス民法典における所有の規定に関する丁寧な読解がその一例である。あるいは、マルクス自身の所有論に関しては、参照されるのが通例である『グルントリッセ』や『資本論』を超えて、『ドイツ・イデオロギー』のシュテイルナー批判（固有のものと所有との混同を巡る）が参照され、幅広い検討が行われている。もちろん『グルントリッセ』の一部である『資本主義に先行する生産の諸形態』における個人的所有論も丹念に読み込まれている。

とはいえ、本書において哲学的に重要であると思われるのは、私的所有の問題構制の解明と、それを相対化するための参照項として導入された個人的所有に関する思考である。しかし、個人的所有概念が統制的理念として特徴づけられることが示しているように、その輪郭はまだはつきりと描かれてはいない。他者との協働が可能にする個人と世界との非排他的な関係性としての個人的所有は私的所有の対照項として要請されるにとどまっている。

それゆえに、本書の成果を踏まえて、個人的所有についての思考をより深めることが必要となるであろう。この作業をこの国の、あるいは現在という文脈で遂行することは、かつて平田清明が格闘した「個体的所有」概念を批判的に評価することを不可避的にするであろう。さらに、自己所有権について粘り強い思考を展開した分析的マルクス主義者コーエンの仕事を振り返ることも、同じく必須のものとなるにちがいない。そうした作業を通じて、私的所有の問題構制——私が私自身の所有者として私の身体を統治し、この身体を通じて排他的に支配しうる領域を

拡張していく——を、マルクスという視点からどこまで相対化しうるかを見極める試みに着手することは、しかしすでに本稿の限界を超えている。

〔注〕

- (1) Cf. P. Sereni, *Marx : la personne et la chose*, L'hamattan, 2007. 同書からの引用は、引用の直後にページ数を記す。本稿では著者名をセレーニと表記する。
- (2) この国において注目すべき私的所有批判の試みは、たとえば以下のような試みであろう。立岩真也『私的所有論』勁草書房、一九九七年。熊野純彦『差異と隔たり』岩波書店、二〇〇三年。
- (3) この有り様を理解するためには、ロック『統治論』、ミル『自由論』、カント『人倫の形而上学』、バーリン『自由論』などの系譜を振り返る作業が必要となるであろう。
- (4) G・A・コーエン『自己所有権・自由・平等』松井暁・中村宗之訳、青木書店、二〇〇五年、二〇六頁。
- (5) 同書、二〇六頁。
- (6) 同書、二〇六頁。
- (7) 同書、九六頁。
- (8) 参照、J・ロック『統治論』、『世界の名著』三二巻、中央公論社、一九九六年、第5章「所有権について」。
- (9) 誰もがそれに対する所有権を持つ対象のこと。誰もがそれに対する所有権を持たない消極的共有物の反対である。
- (10) 個人的所有という概念は、平田清明らによってこの国でもかつて議論された。参照、平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、一九七五年。平田は個体的所有という概念を用いているが、この概念に関する筆者の分析は別の機会に行うこととしたい。
- (11) F・エンゲルス『反デュリング』、『マルクス・エンゲルス全集』第二〇巻、大月書店、一三七頁。
- (12) セレーニによれば、この社会的労働という概念は、マルクスが『哲学の貧困』で批判したブルードンの発想に実際には似通っている (p. 182)。今村仁司が述べる非対象化的労働も、ブルードン＝マルクスの思考の系譜において再

解釈する必要があるように思われる。参照、『労働のオントロジー』勁草書房、一九八一年。この系譜を書きあげる作業は本稿の限られた紙幅の限界を超えている。

(13) 柄谷行人はアソシエーションが統制的理念であると述べている。統制的理念については、次のような説明がなされている。「わかりやすくいうと、理性を構成的に使用するとは、ジャコバン主義者（ロベスピエール）が典型的であるように、理性にもとづいて社会を暴力的に作り変えるような場合を意味します。それに対して、理性を統制的に使用するとは、無限に遠いものであると、人がそれに近づこうと努めるような場合を意味するのです。たとえば、カントがいう「世界共和国」は、それに向かって人々が漸進するような統制的理念です。／カントによれば、統制的理念は仮象（幻想）である。しかし、それは、このような仮象がなければひとが生きていけないという意味で、「超越論的な仮象」です。」（柄谷行人『世界共和国』岩波書店、二〇〇六年、一八三頁）。

〔付記〕 本稿は平成二〇年度科学研究費補助金（基盤研究（B）：課題番号19320005）による研究成果の一部である。